

第1 基本方針等	1
1 基本方針	1
2 一般原則	1
人権の擁護及び虐待の防止	1
3 暴力団員の排除	2
第2 人員に関する基準	3
1 「単位」と「定員」等	3
2 生活相談員	5
3 看護職員又は介護職員	6
4 機能訓練相談員	7
5 常勤職員等の確保	8
6 介護(予防)事業との兼務	8
7 管理者	8
第3 設備に関する基準	10
1 設備及び備品等	10
2 設備の基準	11
3 介護(予防)事業との兼用	11
第4 運営に関する基準	12
1 内容及び手続の説明及び同意	12
2 提供拒否の禁止	12
3 サービス提供困難時の対応	12
4 受給資格等の確認	12
5 要介護(支援)認定の申請に係る援助	12
6 心身の状況等の把握	13
7 居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携	13
8 法定代理受領サービスの提供(地域密着型介護予防サービス費の支給)を受けるための援助	13
9 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供	13
10 居宅(介護予防)サービス計画等の変更の援助	13
11 サービスの提供の記録	13
12 利用料等の受領	14
13 保険給付の請求のための証明書の交付	15
14 基本取扱方針	15
15 具体的取扱方針	16
16 認知症対応型通所介護計画の作成	19
17 利用者に関する市への通知	20
18 緊急時等の対応	20
19 管理者の責務	20
20 運営規程	20
21 勤務体制の確保等	21
22 業務継続計画の策定等	22

23	定員の順守	23
24	非常災害対策	24
25	衛生管理等	24
26	掲示	25
27	秘密保持等	26
28	広告	26
29	居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益供与の禁止	26
30	苦情処理	26
31	地域との連携等	27
32	事故発生時の対応	29
33	虐待の防止	29
34	会計の区分	30
35	記録の整備	31
36	電磁的記録	31
第5	介護給付費の算定及び取扱い	33
1	基本的事項(通則)	33
2	算定基準	34
3	利用定員を超えた場合の算定	36
4	従業者の員数が基準を満たさない場合の算定	37
5	高齢者虐待防止未実施減算	37
6	業務継続計画未策定減算	39
7	短時間の場合の算定	39
8	感染症又は災害の発生を理由とする介護報酬の取扱い	40
9	9時間以上の場合に係る加算	40
10	入浴介助加算	42
11	生活機能向上連携加算	46
12	個別機能訓練加算	48
13	ADL維持等加算	50
14	若年性認知症利用者受入加算	53
15	栄養アセスメント加算	54
16	栄養改善加算	55
17	口腔・栄養スクリーニング加算	58
18	口腔機能向上加算	60
19	科学的介護推進体制加算	63
20	サービス種類相互の算定関係	67
21	指定(介護予防)地域密着型介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する取扱い	68
22	送迎を行わない場合の取扱い	68
23	サービス提供体制強化加算	70
24	介護職員等処遇改善加算【令和6年6月1日以降】	72
■	根拠法令・通知等の略称の記載について	74